

甲突川最後の五大石橋、西田橋解体の政策決定の経緯

How was Nishida-bashi —the last stone bridge over the Kotsuki river— destroyed by the authorities?

向原 祥隆

By Yoshitaka MUKOHARA

要旨：わが国に残る江戸期最後の4連アーチの石橋、西田橋。撤去か現地保存かで鹿児島のみならず全国的に注目を集めていたこの西田橋は、1997年1月10日、基礎を支える最後のはしご胴木が撤去され、西田橋は甲突川から完全にその姿を消してしまった。どのようにして西田橋の解体が決められていたのか。この政策決定の経緯を、現地保存を望む市民の運動を対置させながら報告する。

1993年8月6日、鹿児島市は激しい集中豪雨に襲われ、中心部を流れる甲突川が氾濫し、市街地は完全に水没した。いわゆる8・6水害である。

この甲突川には、江戸末期、肥後の石工岩永三五郎の手になる4連、5連アーチの石橋が創建時の姿を残したまま並び、独特の歴史的景観を形成していた。

激流は五大石橋のうち、新上橋、武之橋を流失させ、玉江橋、高麗橋、西田橋の3橋は無傷のままで残した。しかし、鹿児島県当局は、8・6水害の10日後には、河川激甚災害対策特別緊急事業（激特）を申請するという理由でこれら石橋すべて撤去の方針を打ち出した。

水害後、冷静さを取り戻した市民は、残った3橋の余りにも大きな価値に思いを起こした。水害の水は何処から来たのか、原因は治水に無配慮な都市化ではなかったのか、本当に石橋の撤去しか方法がないのか、など大いに議論が沸騰した。

そして、現代の土木技術の粋を結集して石橋の保存を実現するべきだとする保存運動が、市民の大き

な支持を集めていった。

ここでは、五大石橋で最後に残った西田橋に焦点を当て、報告する。

1. 現地保存を望む住民の声

8・6水害にも耐えた玉江橋に続いて、高麗橋が解体されたのは95年の2月18日。そのおよそ3ヵ月後の5月11日から、「県民投票条例」の直接請求署名が「『治水と石橋』県民投票の会」の呼びかけによって開始された。県民の財産である西田橋について、現地保存か解体かの決定を県民投票によって行なおうというものだ。

都築三郎氏を中心とする全県行脚のキャンペーン、県内の地域別説明会、地元紙への意見広告掲載などを経て、4万3958人の有効署名が集まった。法定数が有権者の50分の1、約2万7000人であるのに対し、1・6倍の数である。10月20日に土屋佳照知事（当時＝96年6月11日病気のため辞任）に提出され、臨時県議会の開会が決まった。

この間、特に9月以降、現地保存を望む市民の声が、数多くあげられるようになった。地元紙の投書欄には、現地保存を望む市民の声が連日掲載される。

*keyword: 西田橋、行政手続き、市民運動

**「治水・石橋」訴訟原告団

(〒892 鹿児島市泉町13-5-301)

「かごしまの街づくりと教職員の会」は、子ども達へのアンケート結果を明らかにした。入来商業高校でのアンケートは、現地保存を望む声が過半数を占め、国分中央高校では、回答した178人のうち114人、64%が現地保存を望んでいた。

鹿児島大学の外国人教師マーティン・ゴウさんが呼びかけたこともあり、英字紙「ジャパン・タイムス」が国内ニュース面のほぼ半分を使って報道。元英国駐日大使が土屋知事にあてて、現地保存を要請する手紙を出していたことも明らかにされた。

県内の認可保育園長を対象としたアンケートでは、回答のあった32園のうち、現地保存を望む19、解体は3、どちらともいえないが9だった（不明1）。

鹿児島大学の教職員に対する電話アンケートでも、解体に賛成する人が3人だったのに対し、現地保存を望む人は33人にのぼるという結果が公表された。

臨時県議会の開会を目前に控えた10月29日には、社会党（当時）県本部の定期大会で、「移設やむなし」というそれまでの党本部の方針を覆す、「現地保存を求める」特別決議を採択した。ちょうど同じ時間に、保存の道を模索する住民によってシンポジウムも開かれていた。その会場にもこのニュースはすぐに伝わり、会場は拍手と歓声にわいた。社会党の方針転換をきっかけに、全ての議員が態度を変えてくれるかもしれない、と参加者の誰もが期待した。

2. 五十一対一の県議会

このような緊迫した中で11月6日に開会された臨時県議会は、まさしく県民の熱い注目を集めることになる。しかし、これまでの議会で「移設」の方針を打ち出していた各党派は、先の定期大会で保存決議をした社会党を含めて、これまでの方針を変えることはなかった。

条例案は、11月10日の最終本会議で、出席議員52人のうち共産党の1人を除いて全て反対の立場をとり、あつけなく否決された。

議会決議に異を唱える住民が、住民投票を求めて条例の直接請求を行なう。それを議会が否決する。

考えてみればあたりまえの成り行きである。基地の撤去を求める沖縄県、原子力発電所の立地を巡って新潟県の巻町と宮崎県の串間市で住民投票条例が制定されたが、これはいずれも住民の直接請求がある前に、議会の勢力図がおおかた決まっていたか、少なくとも伯仲していた。

選挙、あるいは議会の勢力図とは無縁の住民が、純粋に一つのテーマを巡って住民投票の直接請求をするというのは、無理な話だったのである。

この議会決定に対する不信が、翌年の鹿児島市議会議員選挙、県知事選、鹿児島市長選と、いずれも史上最低の投票率を更新させたと見るのは、大きくはずれてはいないだろう。

ともかく、氏名、住所、生年月日、押印という厳しい条件のもとに、5月から4カ月にわたって繰り上げられた署名運動と、それに応じて寄せられた4万4,000人の想いは、わずか5日間の県議会で無にされた。

3. 無視された保護審の意向

次の焦点は、県文化財保護審議会（保護審）の答申が、どのように出されるかに移った。県指定文化財の西田橋を移設するのは文化財の「現状変更」に当たる。移設を希望する県知事が文化財を所管する県教委に現状変更許可申請を出し、これを受けた県教委が保護審に移設の是非を諮問していたのだ。

有馬教育長が、真鍋保護審会長に諮問文を手渡したのは、直接請求署名が始まっていた6月15日だった。その後8回の審議を経て、11月27日にまとめられた結論は、結局、現地保存と移設保存を併記したものとなった。保護審として明確な結論を出さず、県教委に下駄を預けたのだ。文末に「現地保存が多数」と付記したものの、県保護審条例6条の定める多数決による結論を出すことはできなかった。

移設の立場をとる県教委文化課が事務局に座り、土木部長が保護審の委員に名を連ねていた。県当局の意向に押し切られた格好であった。

全て非公開で行なわれた会だったが、直前の第7回の会合で大まかに現地保存13名、移設4名、態度不明3名という構成であったことが、地元紙に報

道されている。

保護審が現地保存の結論を答申しても、条例上は拘束力がない。県教委はそれを覆すことも理論上は可能だ。しかし、一度答申を受けたものを、完全に無視できるものでもない。県教委、土木部サイドが、多数決による結論を避け、両論併記の答申を出させる戦術を練っていたことは容易に推察できる。

それを裏付けるのが、最終的に意見のとりまとめを行なった第8回の審議の異様さである。

午後1時半にスタートした審議は、もちろん非公開。3回のお茶と2回のコーヒーが運び込まれただけで、食事もとらず8時間ぶっ通しで続けられた。午後8時過ぎには心臓に不安のある委員の1人が、ドクターストップで途中退席するありさまである。委員には高齢者が多い。肉体的、精神的に追いつめるやり方は、まさに拷問か、新興宗教の洗脳に等しい。午後9時半の終了は、さながら人質解放のような状態であった。

しかし、両論併記であったとはいえ、現地保存が多数だったのは事実であり、そう答申文にも明記されている。この答申は、11月30日、県教委に提出された。しかし、やはりというべきか、12月5日、県教委臨時教育委員会は、あっさり西田橋の現状変更を認めてしまう。記者会見に臨んだ佐多教育委員長が、8・6水害時の児童生徒の死者数を間違えうという事態を演じたことも、付記しなければならない。

ことここに至って、全ての行政手続きが終了した。しかし行政上の手続きが終わったからといって、そのまますんなり解体に移行することはなかった。

4. 二・一・二集会からハンガーストライキへ

住民投票をテーマにした臨時県議会では、52人の議員のうち、賛成したのはただ1人であった。本当に県民の意思を議会は代弁したのだろうか。

この疑問をはっきりさせる動きが始まった。鹿児島大学政治学研究室が実施した「西田橋移設の政策決定過程についての市民意識調査」である。

鹿児島市の選挙人名簿から無作為に抽出された1118人を対象に、ボランティアの市民50人が協力し電話調査を行なった。暮れも押し迫った12月

の23日、24日の両日、連絡のついた762人のうち581人から回答が得られた。

その結果は27日に発表された。「議会の議論は十分だったか」の設問では「十分」が16・5%だったのに対し、「十分とはいえない」は48・0%と、圧倒的な差が出た。

「県民投票条例」については、「県民投票は必要なかった」が16・5%に対して、「県民投票で決めるべきだった」は50・4%にのぼった。

「西田橋移設について」は、「賛成」が44・6%、「反対」は49・2%だった。8・6水害の被災者のみの結果でみても、「議会の議論は十分とはいえない」、「県民投票で決めるべきだった」が、それぞれ大幅に上回っていた。¹⁾

この調査について、社会学の専門家である鹿児島女子大学の西村雄郎助教授(当時)は、「世論調査として、手法、サンプル数とも必要な要件を備えている」と評価した。

行政の西田橋解体の決定は、拙速であることが明らかになったのである。これをきっかけに、あくまでも現地保存の道を探る人々は「守ろう!西田橋・緊急行動実行委員会」を結成した。実行委員会は、翌1996年2月12日に市民集会を設定し、集会の呼びかけ人を募った。

1月8日に募集が開始された呼びかけ人は、またたく間に賛同者が拡がり、1週間後の1月16日には100人を突破、最終的に298人にまで達した。一方、県当局は解体着工の日を2月21日と発表した。

そんな中で2月12日、「許さんぞ!解体・大集会」と銘うたれた集会には、800人の市民が集まった。組織的な動員ではなく、全て自発的に西田橋たもとの公園に足を運んだ市民である。これまで鹿児島で見られたことのない規模であった。

最高潮は、西田橋から甲突川右岸、下流の高見橋、甲突川左岸へとつながれた人間の鎖である。途切れることなく固く結ばれた手と手。現地保存を願う人々の声は、西田橋から、甲突川の川面を渡って静かに響いていった。

最後を締めくくる西田橋から鹿児島市の繁華街を往復するパレードには、600人が参加した。

高齢者から子どもたちまで、往復4キロのコース

を歩き通し、沿道の市民に保存か解体かを決めるのは市民自身であるべきことを訴えた。

しかし県当局は、2月21日着工の日程を変更することはなかった。

2月20日正午、解体着工に向けて西田橋は全面通行止めとなった。高さ4メートルもある鉄板の塀がまたたく間に橋を囲い、西田橋は要塞の中に取り込まれてしまった。

同時に、集会の実行委員会のメンバーを中心とした人々は、無期限のハンガーストライキに突入する。西田橋の左岸もと、鉄板の塀にそって張られた寒風吹きすさぶテントが現地保存を願う人々の拠点となった。

西田橋を巡っては、いくつもの要請文、声明、集会アピールが発表されたが、ハンガーストライキ突入にあたって宣言文が出された。解体の直前、緊迫した状況に於いて発表されたその文書を再録する。

「守ろう！西田橋 ハンガーストライキ突入宣言」

やがて手を付けられると感じつつも、まさか西田橋まではと信じていたのが私たちの共通の思いであった。しかし2月21日、西田橋に手を付けられる日が目の前にやって来た。

日本近代化の黎明、明治維新直後、鹿児島島の地に廃仏毀釈の嵐が荒れ狂い、古き伽藍はことごとく灰燼と化した。自然豊かな鹿児島島の地ではあっても、古き文化はもはや尋ねようもないと感じられた。しかし街の中には石橋があった。鹿児島島の街を焼き尽くした、二度に亘る桜島の大噴火と、先の大戦の空襲にも耐え、150年もの間破壊されることなく石橋は残った。

甲突川に架かる五石橋は、鹿児島県民、市民の誇りであった。かつての石橋撤去の意図は、鹿児島島の世論がそれを許さず、甲突川に架かる石橋は鹿児島島の街と共に、永遠に鹿児島島のシンボルとして甲突川に架かりつづける筈のものであった。その五石橋は、鹿児島島のシンボルとしてあったばかりでなく、世界的土木遺産、文化遺産であった。（中略）

進行する激特事業は、上流から下流まで、蛇行する川を真っ直ぐにし、より流れを速くする排水路河川づくりであった。上流部の直線化は流れる水の流

下速度を速め、下流の市街地に洪水を集中させ、洪水の危険度を高める。安全な川づくりを謳い文句に始まった激特事業は、謳い文句とは逆の市民を危険に陥れる川づくりであったのだ。

しかも激特工事が進捗するごとに現れる護岸は、コンクリートが敷き詰められ、小さな生き物が生息する環境は閉ざされている。それは近年の近自然工法、多自然工法に逆行するものである。

西田橋1橋については、激特事業を前提にしても、問題なく現地に残せるものであった。西田橋左岸の公園は、これ以上はない分水路設置の適地である。

しかし行政と議会は、撤去するために撤去するという以外の理由しかないまま、4万4,000の県民投票条例制定の署名も無視して、しやにむに解体工事を推し進めてきている。解体撤去は、橋のアキレス腱である水切り石から始めるとしている。

2月12日の集会では、西田橋の解体を許さない県民の意志が結集した。今だ現地にある西田橋の前に、市民の鎖で、改めて現地保存の意志を明らかにし、闘いつづける決意を明らかにした。これからでも西田橋は残せるし、残すことが県民の意志に添い、また鹿児島百年の大計に添う道と私たちは確信している。

子ども達の未来のためにも、大切なものを残すことが、人間尊重の道に通ずると考える。西田橋の解体撤去は、余りにも性急すぎる。このまま西田橋の解体を強行することは、貴重な文化財の破壊であるばかりでなく、大切なものを大切にしたいという、人の心を踏みにじるものであり、環境と人権の破壊である。

私達は2・12アピールを踏襲し、次のことを改めて鹿児島県ならびに県議会と関係諸機関に要求し、2月20日を期して無期限ハンガーストライキに突入することを宣言する。

- 一、西田橋の解体工事着工を延期すること。
- 二、西田橋の現地保存の方法について再度検討すること。
- 三、移設復元の技術的根拠のないままに西田橋を解体しないこと。
- 四、県民世論を尊重しただちに県民投票を実施すること。
- 五、これまでの開発重視の街づくりを見直すこと。

1996年2月17日
西田橋解体阻止ハンガーストライキ実行委員会

5. 西田橋が消える

2月21日午前9時10分、ついに県当局は解体に着手した。平日にもかかわらず、橋には多くの人々が駆けつけ、怒号の中で工事の安全を願う神事が行なわれた。

泊まり込んで続けられたハンストの二張りのテントには、連日激励の市民が駆けつけた。特に夜になれば、仕事帰りの会社員、塾帰りの中学生、家庭での仕事を終えた主婦らが数多く立ち寄り、鹿児島県の街、歴史、自然…様々な話題に花が咲いていた。

解体作業の削岩機の音が鳴り響く中で続けられたハンストも、3日目75時間目で、女性1人がドクターストップ。塩と水だけで耐える他のメンバーも、次第に体力を消耗していった。毎日、支援の看護婦さんと医師が往診していたのだが、脈拍、血圧とも確実に落ちていく。

7日目の午後5時半には、脈拍が40程に落ち不整脈も出た男性がリタイア。翌8日目27日午後には、残る2人も自主的にハンストを解いた。この間、解体着工に抗議するファックスが、次々と県当局に送付されている。

解体の続く西田橋では、2月29日、見事な橋面の石畳が姿を現す。「斜め平行組み」と名付けられ、専門家も全国で例がない優れたデザインだと評した。

3月4日午前9時、高欄に手が付けられ、橋本体の解体が始まった。次々とクレーンでつり上げられていく高欄を前に、市民はなすすべもなく見守るしかなかった。

急ピッチで進む解体は、4月の中旬には西田橋をアーチだけにしてしまう。アーチがあれば何とか現地に再建できると、4月14日、市民は「春の花まつり」を開く。

バンド演奏、詩の朗読のほか、造形家の川路益右さんが甲突川の中でパフォーマンスを演じた。川に降りた参加者は、アーチを手でなげた。この集いが、実質的には西田橋への最後のお別れの会となった。

アーチの解体は4月22日から開始した。150

年にわたって、しっかりと組み合っていた要石が、ジャッキで押し上げられ、圧を解かれていく。この瞬間、西田橋は、橋としての命にとどめが刺されたのである。またたく間にアーチの解体は進み、5月1日には、西田橋は甲突川から姿を消した。

その後、梅雨入りで中断していた撤去工事は、10月7日、基礎部分の解体が開始される。護岸部の反力石、護床敷石、橋脚石と次々に撤去されていった。

11月14日に川底から姿を現したはしご胴木は、あらためて西田橋のすごさを認識させるものとなった。直径20センチほどの松の丸太がはしご状に組み合わされ、橋の敷石下だけでなく、護岸の下までビッシリ張りめぐらされていたのである。その数は245基。

しかも胴木は、150年たったこの時点でも全く腐食は見られず、生木のようにみずみずしいものであった。不等沈下を防ぎ、また大正年間に桜島の大噴火にともなって起きたマグニチュード7・1の大地震をしのいだ免震構造が明らかになったのである。

最新の土木技術さえ遠く及ばない着想だと土木技術者は口を揃えた。このはしご胴木も、翌97年1月10日、全て撤去されてしまった。

県当局は、甲突川から北へ5キロ離れた海に近い営林署跡地に、西田橋を移設保存する考えである。しかし、固く組まれていた石組みが解放された今、一つ一つの石の風化が始まっている。解体の途中でいくつもの石が破損した。おまけに、川ならぬ公園に置かれてしまうのである。

基礎部は地中にコンクリート床版を埋めて不等沈下を防止するという。江戸期の先人が採用した免震構造の神髄は一顧だにされない。

どれだけ小ざれいに整えたところで、コンクリートでつぎはぎされ、公園に置かれた西田橋を、「橋」と呼ぶ人がいるだろうか。1996年になされた愚かな破壊行為を記念する「哀しみのモニュメント」でしかない。

6. 無意味な西田橋の解体

今からおよそ百年前、1896年（明治29年）

に、現在の河川法の基本的な考え方が定まったといわれる。つまり、川を水の捨て場として、降った雨をすべて海へ、できるだけ早く流すという思想である。しかし、今この百年前の河川法の思想は、見直しが始まっている。大規模な都市化がより大きな洪水を招き、それを封じ込めようとしても、さらに上回る洪水の危険性が発生するといういたちごっこが繰り返されてきたからだ。

8・6水害も、典型的な都市水害であったと指摘されている。高度成長期以降、甲突川流域周辺の森は次々と団地開発がなされ、本川に流れ込む支川も直線化され、コンクリート三面張りの排水路と化してきた。その結果、降った雨が一気に甲突川に集中し、たちまち溢れてしまうこととなった。まさに百年前の思想のままに鹿児島県の街づくりがなされ、各地で検証されてきたように、起こるべくして水害が起こったのである。

「甲突川の抜本改修を進めるには、700トンの水が流れるようにしなければならない。そのためには、河床を2メートル掘り下げ西田橋の移設が必要」というのが県当局の主張であった。この「抜本改修」も、相変わらず旧来の思想に拠っているのがよく分かる。

いま、これまでの思想の対極にある総合治水の考え方が主流になっている。洪水対策を流域全体で捉え、出水を抑え、貯めてゆっくり流すというもの。大自然のメカニズムに学ぶという姿勢が根底にある。この総合治水の考え方に従えば、西田橋は現地に残せし、鹿児島県の安全性も高まっていったらう。²⁾

折しも1992年の世界環境会議、いわゆるブラジルサミットをきっかけに、世界的に環境に対する認識が深まってきている。わが国でも生態系を重視しようという機運が高まってきた。河川行政も水循環の根幹をなす河川の改修にあたって、この流れとは無縁ではられない。

建設大臣の諮問機関である河川審議会（高橋広篤会長）は、1995年3月30日、河川管理の在り方について画期的ともいえる答申をまとめ、建設大臣に提出した。これまでの河川行政が、生物の生育環境や景観への配慮が不十分だったと率直に認め、コンクリート護岸や、河川の直線化をやめるように

求めたものである。

基本方針を三つあげている。

- 一、生物の多様な生息・生育環境の確保
- 二、健全な水循環系の確保
- 三、河川と地域の関係の再構築

この答申の延長に、現在の河川法の大改正の動きが連なっている。³⁾

今からでもいい。すべての河川技術者は、野坂建設大臣に提出された河川審議会答申「今後の河川環境のあり方」に目を通してほしい。

この答申の趣旨を、一日も早く河川行政に反映させることが、西田橋を自ら死に追いやった河川技術者のせめてもの務めではないだろうか。

悔やまれるのは、撤去の最終決定を目前に控えた段階で提案された左岸緑地帯を利用した分水路案が、選択されなかったことである。

幸運にも、西田橋の左岸は公園であった。ここに分水路を設ければ県当局の主張する流量を確保し、西田橋も現地に残すことができた。旧来の考え方による激特工事を進めながら、この案を取り入れることはできなかった。

これに対し、今度は「流木によって西田橋が流失してしまう危険性があり、貴重な文化財を残すために移設する」という奇妙な論理を持ち出してきた。流木は中上流で防止策を立てればクリアできる、と多くの専門家が指摘した。要は、やる気の問題であった。ここに至って、面目を保つために西田橋を解体するという当局の当事者の姿が浮き彫りにされていった。

最後に、早々と現地保存の道を探ることを放棄し、積極的に県当局の世論形成に荷担した土木技術者もいたことを記しておく。

参考文献

- 1) 平井一臣:『西田橋問題世論調査報告』,1995.12.27
- 2) 木原安妹子他:『かごしま西田橋—甲突川最後の五大石橋—』,南方新社, pp85~95, 1995.12.20
- 3) 河川審議会:『答申—今後の河川環境のあり方—』,1995.3.30